

令和3年(ワ)第3483号 損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準 備 書 面 (1)

令和4年4月 5日

(次回期日：4月14日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部3B係 御 中

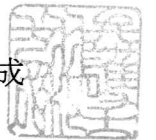
被告訴訟代理人弁護士 橋 本

勇



同 羽 根 一 成

成



第1 請求原因に対する認否

1 「1」について

第1文は、「不当なチラシ内容の改変要求を行い」を「チラシの記載の修正を依頼し」に、「改変させられた」を「修正した」に訂正のうえ、認める。

第2文は争う。

2 「2」について

争う。

なお、国賠法1条1項に基づく請求と思われる。

3 「第3 本訴に至る経緯の概要」について

(1) 「1」について

第1文は、「行政不服審査法第2条」を「行政不服審査法第2条及び地方自治法第244条の4」に訂正のうえ、認める。

第2文は、「窓口で」を「審査請求書の補正について」（令和3年3月8日付大総文発第45号）により、「東大和市立中央公民館」を「東大和市立中央公民館長」に訂正のうえ、認める。

(2) 「2」について

第1段落は、審査庁である東大和市長が同年10月8日に却下裁決をしたこと、却下裁決の理由が、拒否処分がないこと及び不服申立ての利益がないことであることは認める。

第2段落は争う。

(3) 「3」について

原告の内心の問題であり、知らない。

第2 被告の主張

1 責任論

(1) 前提事実

令和3年2月24日、原告は、東大和市立中央公民館（以下「本件公民館」という。）を訪れ、本件公民館の文書ラックに甲1号証のチラシを置くことを希望した。

本件公民館の館長は、公判ではないので「公判日時」の「公判」を、本件公民館に法廷はないので「東大和市中心公民館203号法廷」の「法廷」を、それぞれ修正するよう依頼した。

翌2月25日、原告が、甲2号証のとおり修正したチラシを持参したので、本件公民館の館長はこれを受け取り、同日、本件公民館の文

書ラックに置いた。

(2) 侵害行為は存在しないこと

原告の主張は必ずしも明瞭でないが、「改変させられた」ことを前提として、「憲法第21条が保障する表現の自由の侵害にあたる」、「憲法第13条によって守られるべき尊厳を踏みにじる行為である」と主張するようである。

しかし、上記(1)で述べたとおり、本件公民館の館長は、事実と異なる記載を修正するよう依頼し、原告はそれに応じて修正したのであり、表現の自由や個人の尊厳を侵害する行為がない。

(3) 侵害には当たらないこと

また、本件公民館の館長は、事実を周知するためのチラシに事実と異なる記載があると、市民が誤解する可能性があること、本件公民館の利用者や来館者から問い合わせがあると、大なり小なり本件公民館の業務に影響が及ぶことから、事実と異なる部分についてのみ修正するよう依頼したのであり、表現の自由や個人の尊厳を侵害することにはならない。

2 損害論

原告は、「著しい精神的苦痛を受け、重大な精神的損害を被った」と主張するが、客観的にみて、事実と異なる記載を修正するよう依頼されたからといって、そのような精神的苦痛を受けることはないし、「その慰謝料」を「10万円」とする根拠もない。

3 まとめ

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、棄却されるべきである。 以 上